

令和5年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月14日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 1 号	食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書（請願審査報告）
日程第 3	発 議 第 1 号	豊頃町議会の個人情報保護に関する条例の制定
日程第 4		一般質問
日程第 5	意 見 書 案 第 1 号	食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書
日程第 6		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 石 田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂 口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉 野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	鏑 木 政 洋 君

住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	
福 祉 課 長	丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 事	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 藤田議長 日程第2 請願第1号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

- 坂口産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、請願受理番号。

請願第1号。

2、付託年月日。

令和5年3月7日。

3、件名。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願書。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

ロシアのウクライナ侵攻によって、原油・生産資材価格や穀物相場の高騰により日本国内では食料品・電気代等の相次ぐ値上げが国民生活に大きな影響を及ぼしており、特に本町を含む十勝管内の基幹産業である酪農・畜産に関しては、経営存続の危機にさらされている。このため、食料安全保障を強化する食料自給率向上、国内生産

の基盤強化など新たな施策及び予算の確保と国民への理解醸成を図ることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第3 発議第1号豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上坂口尚示。同上小笠原茂人。

豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び議会規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

地方議会が改正後の個人情報の保護に関する法律の共通ルールの適用から除外されることに伴い、引き続き、議会においても改正後の個人情報の保護に関する法律の共通ルールに沿った自律的な措置を講じるため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

それでは、豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例について、第1章総則から第

6章罰則までについて、順次、説明をします。

2ページ、第1条から5ページ、第3条についての第1章総則には、個人情報の適切な取扱いや個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定。

5ページ、第4条から10ページ、第16条についての第2章個人情報等の取扱いには、個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

11ページ、第17条から12ページ、第18条についての第3章個人情報ファイル等には、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について規定。

13ページ、第19条から25ページ、第47条についての第4章開示、訂正及び利用停止には、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定。

25ページ、第48条から26ページ、第52条についての第5章雑則には、保有個人情報の適用除外などの雑則について規定。

26ページ、第53条から第57条についての第6章罰則には、職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定しております。

附則の第1項に、本条例の施行期日を令和5年4月1日からと定めております。また、本条例の第46条に、開示決定等に係る不作為についての審査請求があったときは、「豊頃町個人情報保護審査会条例」に規定する「豊頃町個人情報保護審査会」に議長が諮問をし意見を聴く規定とするが、本定例会1日目に可決制定された「豊頃町個人情報保護審査会条例」に議長からの諮問に対応するための規定がないことから、本条例の附則第2項において、「豊頃町個人情報保護審査会条例」の一部を改正するための規定を定め、「豊頃町個人情報保護審査会」において、議長からの諮問に対応できるようにしております。

以上が「豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例」の概要ですが、本条例については、全国町村議会議長会から示された条例の例に基づき作成したところであり、また、第6章には罰則規定を設けていることから、釧路地方検察庁との協議を実施し、既に協議が整っているところでもあります。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、7番大谷友則議員、登壇願います。

大谷議員。

●7番大谷議員 十勝川水系の治水対策についてお伺いいたします。

2016年8月の台風により増水がありまして、あと1メートル水位が上がると十勝川が氾濫するのではないかと思う様を見ていました。

そのまま数年が経過していますが、このたび、帯広開発建設部は、道内にある1級河川で初めて十勝川水系の整備計画の見直しを始めました。「国の河川対策だけで近年の気候変動に対応しきれない」との危機感の下、帯広開発建設部では、十勝川と隣接する市町村と話し合いながら計画を進めていきたいとの考えを持っているようですが、帯広開発建設部と今どのような話し合いがなされているのか、町長にお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御質問に御答弁いたします。

議員がおっしゃるとおり、平成28年8月の豪雨では、茂岩橋周辺の河川堤防の越水が危惧されるほどの流量で、本町でも避難所を設け対応したところでございます。

現在、十勝川水系河川整備計画は、平成25年6月に策定され、150年に一度の水害を想定し計画されたものでございますが、平成28年の豪雨では、想定流量を超過したことから、新しい整備計画では、平成28年の既往最大洪水を安全に流下させることに加え、今後の気候変動で気温が2度上昇した状況においても、これまでの河川整備計画と同程度の治水安全度を確保できるよう変更するというものでございます。

新たな整備計画では、茂岩観測地点での基本高水のピーク流量を現行の1.4倍として、水害のリスク低減のため、これまでも取り組んできた河道の掘削、遊水地の利

用に加え、既存ダムの有効活用など、流域全体で取り組むこととしてございます。

十勝川の整備計画の見直しにつきましては、豊頃町としてもこれまでに関係機関に要請を続けてきたところでございます。整備計画の変更の基礎となる河川整備基本方針の変更についても意見書を提出しているところであります。

十勝川水系河川整備計画の変更の原案につきましては、北海道開発局で本年1月13日から2月10日までの間、パブリックコメントを募集してございました。これが終わりましたら、3月末に変更計画が策定される予定だと聞いてございます。

また、個別の具体的な事業につきましては、新たな整備計画に沿った形で計画・実施されていくこととなります。

本町といたしましても、町民の命や財産を守るため、関係機関と連携し、引き続き流域治水対策を進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 掘削が始まるようですが、昨年6月、7月の大雨により川幅いっぱいの増水が数回、数日間続き、その間に上流より多くの土砂が流れてきて川底に堆積しています。そのために十勝川の流れも変化して、川の流れ幅の3分の1のところを流れ、ほかは浅くなって土砂が堆積しております。

豊頃大橋上流50メートル左側のところに、土砂の堆積による小島ができておりますし、それから先の上流では左右に小島が交互にできております。特に農野牛川と十勝川の合流地点では土砂が堆積し、農野牛川の流れをせき止められていて、ところによっては50センチ幅の流れが2本流出しているような状態ではありますが、町長はこの現状を認識しているのかどうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員御指摘の状況については、私も見させていただいておりますし、確認もしております。河道につきましては、底面が土砂の堆積によって詰まっているような状況となっております。支線から出てくるところが特にひどい状況だというふうにも認識しておりますし、最近の出水が異常なまでに出てくるというようなところでは、本線十勝川に大分そういった堆積土砂がたまっているような状況であるというところでございます。

町といたしましても、毎年、開発局の河川事務所のほうには、そのような土砂の堆積の除去という部分の要請・要望はさせていただいておりますけれども、今回こういった十勝川の河川整備計画の見直しというところの中で、また、下流域のほうから河道の掘削等始まっていくというような話も聞いてございますので、そのような中で対処のほうをしていただくよう、今後も要請・要望をしっかりとしていきたいと、その

ように思っております。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 昨日の雨と融水による増水で、前回のように入流から土砂が運ばれてきて、川底に堆積するのではないかと心配しております。豊頃町は、十勝川の最下流に位置しており、このまま土砂が堆積した状態では、上流の市町村に影響を与えるものと思いますので、この現状をしっかりと把握していただき、今後の話し合いに取り組んでいただきたい。

いにしえから「国を治める者は水を治める」と言いますので、町民の安心・安全な日常生活を守っていただきたいと思っております。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりだと思っております。豊頃町の歴史は、特に洪水との歴史というようなことを言われてもおります。これも今年、治水100年ということで、開発建設部のほうもいろいろなところで話しております。記念行事もやられるようなのですが、そこも開発建設部のお話の中では、ここの親水路、今の十勝川の話になりますと、最終的には豊頃町の話というところが出てきます。

そういった意味でも、やはり下流域、全ての水がここにほぼ集まってくるというようなところでございますから、それこそ昨年の7月、8月の雨などというのは、特にそれを現したような形でありました。上流域で降って、ここはそれほど天候もそんな悪くなく降ってもいなかったのですが、全て集まってきた川が増水していると。内水氾濫して、農作物も被害を受けているというような状況でございますので、今後ともここをしっかりと私の一つのライフワークとして、河川の整備等々含めまして要請、要望をしっかりと今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●7番大谷議員 以上で終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、1番石田貢議員、登壇願います。

石田議員。

●1番石田議員 1番石田でございます。私からは、3項目について質問をさせていただきます。

初めに、1項目めでございますが、新型コロナウイルス感染拡大期における町政執行への影響についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染期が拡大してから3年が経過し、ワクチン接種をはじめ、様々なコロナ対策が講じられてきておりますが、町長就任以来、令和3年度及び令和

4年度の町政執行に影響があったと思いますが、どのように捉えておられるのかお伺いをしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和元年12月に確認されて以降、世界的に感染が拡大し、パンデミックと言われる状況に至り、令和2年4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されるなど、多くの人の健康や生活に影響を与えました。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、町民の皆様の生命を守るため、イベントの自粛や公共施設の閉館、学校の休校、そして不用不急の外出の自粛要請など、対策を講じてきたところがあります。

現在の感染の状況につきましては、議員も御承知のことと存じますが、新規感染者数等も減少傾向が続いており、収束には至っていないものの、日常を取り戻しつつありますが、私が令和3年4月に町長に就任した直後から現在まで、まさに新型コロナウイルス感染症による制限の中で町政を担ってまいりました。

町内外の会議会合や要請行動の自粛をはじめ、町内イベントや物販等の中止、移住・定住対策や観光事業、保育所及び小中学校の行事への影響など、多くの事業に影響を与えたと感じているところがあります。

今後、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同類の5類に引き下げられるということになりますが、今後も動向を注視しながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この3年間の新型コロナウイルス禍や一年にわたるロシアのウクライナ侵攻などの影響により、原油の高騰、また物価の高騰など、先行き不透明な状況が続いている中、農業、漁業、林業、商工業などの経済への影響も深刻な状況となっております。また、電気料金の大幅な値上げも予定されております。

このような社会情勢の中で、町長は新年度の町政執行方針の中で、子供から高齢者まで町民一人一人が安心して暮らせるまちづくりのために全力を尽くすと述べられておりますが、町民が安心して暮らせるような町民の生活対策、また地域経済対策を講じた新年度の予算編成となっているのか、所感を伺いたしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 新年度予算の編成につきましては、第5次まちづくり総合計画を基本と

して、それぞれの施策を推進する上で必要な事業等について予算の計上をさせていただいているというところで、それで予算の編成もさせていただいているところでございます。

議員が御指摘の事項につきましても、町民の暮らしや安全・安心を守るという観点では大変大事なところなのかなと思ってございます。経済情勢に係る影響につきましては、これまでも国から様々な支援に合わせて町の独自施策、支援等を行ってきたというわけでございますけれども、このような施すというような意味では、物価高騰対策等々含める予算につきましては、新年度予算に含めるというよりは、今後の社会情勢ですとか、国の動向等をしっかり把握した上で、それと同じように、これまでと同様に追加するような形で実施していくのがいいのかなと、そのように思っているところでございます。

また、限られた財源の中で、全て充足するような支援というのは非常に難しいのかなと思ってございますので、国や道の対策の把握にしっかりと努めながら、今後も対応していきたいと思っております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今、社会環境が多様化、複雑化し、相互に関連している中で、高齢者や障害者にも優しく、未来の子供たちにも豊かな環境をしっかりと引き継いでいけるような持続可能なまちづくりへの決意について、町長からお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 コロナ禍3年間というところで、私たちもいろいろなことを学んだのではないかなと、そのように思っております。制限のある中で、どのようにすれば社会活動や生活が維持できるのかとか、町民の方にどのようなことで説明をしていくといったところで、理解を得るためにどういうふうに伝えてやっていったらいいのかとか、それを踏まえてどう実践していただくのかというところを、私も職員も本当に学び得ることが多かったのかなと思ってございます。

社会の動きがだんだんと通常に戻りつつあるという中で、この先は今まで止まっていた分、急速に進んでいくというところではないのかなと。また、その変化に対応していくことが求められると私は捉えてございます。

まずは、ここにお住まいの町民の方、そこを私は第一に考えまして、安心して住み続けられるようなまちづくりを目指してまいりたいと、そのように思っております。そこを根底に、先達の方々が培われてこられた財産ですとか、こういったものを守るだけではなく、もっと攻めに出ていくような形といった姿勢も持って、この後のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。その成果が持続可能な町にもつながっていくのではないかなと、私は信じているところでございます。

今後も皆さんの支持ですとか理解、御協力が一番かなと思ってございますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 十勝管内選出の国会議員、道議会議員の先生方から、按田町長は積極的な行動力があり、町のために一生懸命頑張っているというふうに聞いております。引き続き、町民の期待に添うよう、町政運営に努力していただきたいと思ます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策において、国の地方創生臨時交付金が活用された各種事業が展開され執行されてきましたが、どのような評価をしているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 新型コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度から始まりまして、これまでに総額3億9,684万6,000円が国から交付されているというところでございます。

この交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者への支援、学校をはじめとする公共施設等への感染症拡大防止のための改修や備品の整備、また消耗品の購入など、地域経済や住民生活への支援、アフターコロナを見据えた事業に充当され、本町の地域特性に応じた新型コロナウイルス感染症対策への事業を行ってまいりました。

町民の生活が制限され、また、地域経済活動が疲弊する中、交付金を活用して本町の実情に即した事業の実施や支援に取り組むことができたことは大変有効であったと考えております。

今後、本格的なアフターコロナを見据え、さらに魅力あるまちづくりの実現に取り組んでまいりたいという所存でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 地方財政も厳しくなっている中で、あらゆる補助制度を活用したまちづくり関連の事業展開が重要視されてくると思ますが、考えを伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 やはり事業を進めていく上では、財源というところは貴重でございます。今後もしっかりとアンテナを張って、既にいろいろな町で実施されている事業等もありますし、当然、国の交付金と財源を得ながらやっている事業もありますので、その辺しっかりと把握に努めながら事業のほうを進めてまいりたいと、そのように思っております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 2項目めに移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策のマスクの着用についてであります。

昨日からになりますけれども、政府は、3月13日以降は屋内外を問わずマスクの着用は個人に委ねる方針を決定しましたが、本町での公共施設や学校などでの対応についてどのように考えているのか。マスク生活が3年間続いてきただけに、マスクの着用が個人の判断に委ねられることによって、町民は不安と戸惑いがあると思いますし、どのような場合に脱着すべきなのか様々な対応が取られることになりそうです。コロナ禍が完全に収束していない今、町民に対してどのような周知をしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 マスクの着用の緩和ということで、昨日から、今朝もそうですけれども、結構いろいろなテレビとかでも、どういった形なのかというところは報道がいろいろされているところでございます。

町といたしましては、政府の方針に則しまして、マスクの着用につきましては、個人の判断に委ねるということを基本といたしまして、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないような形で、主体的な判断が尊重されるよう周知をしていきたいと思っておりますし、公共施設においては、高齢者の方が集まるような機会には、強制はできませんけれども、感染から自身を守る対策としてマスクの着用が効果的であるということを周知していきたいなど、そのように思っております。

学校の対応というところでございますけれども、卒業式のマスクの着用は地域や学校の実情に応じまして、児童生徒及び教職員のマスクを外して実施することとなっているわけですが、それ以外の学校教育活動、通常の活動につきましては、国の衛生管理マニュアル等を踏まえていることから、年度内は従来どおりでマスクを着用するという事になってございます。

4月1日以降は、道教育委員会のほうから別途取扱いについて示されるということですから、学校のほうはそれに従うということになってございます。

昨日も教育委員会のほうで豊寿大学の修了式があったわけですが、その場面でも、議員おっしゃるとおり、きっと町民の方々皆さんどうしたらいいのか迷っているところなのかなという気持ちがありましたので、挨拶の中でも、今、町でこういう形なのだというところは説明をさせていただきながら挨拶をさせていただいたのですが、私も事あるたびにいろいろな場面に出ていきますから、町民の方とお会いすることがあれば、今の状況等をしっかりと御説明して、理解をしていただくというようなことを取っていききたいと思っております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 町民も個人の判断に委ねると言われても、なかなか判断はできないのかなというふうに思いますし、周りがまだマスクをしている状況が多いですから、周りを見ながら自分も判断するというようなことで、時間が経過していくのではないかと思いますけれども、取りあえず町民に対して、そのようなマスクの脱着についての取扱いといたしますか、いろいろな場所によっていろいろ違いますけれども、どういふときにそういうことが推奨され、また継続されてマスクが着用されていくのか、いかないかを含めて、町民に周知をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、3項目めの質問をさせていただきたいと思います。

マイナンバーカードの取得状況についてであります。国のマイナンバーカードの取得促進策で、申請率が7割を超えた自治体に、行政サービスにマイナンバーカードを組み込んだ新規事業に対し100%補助する交付金を創設するとしておりますが、本町での取組状況についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 御質問の交付金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプマイナンバー利用横展開事例創出型として公募され、令和4年度の国の二次補正予算限りの時限措置で、マイナンバーカードの申請率が7割以上の自治体を対象とした10分の10の交付金であったかと、そのように思っております。

この交付金につきましては、マイナンバーカードの利用について、もう既にいろいろな町で取組を進めているところがございますけれども、そういった地域では行われていないモデル的な、先をいった、新しいマイナンバーカードを使った取組、用途事例の提案が必須だということをごさいますして、かつほかの地域における横展開可能な取組に対して、国が交付金により支援するというものでございました。

本町におきましては、一定程度マイナンバーカードが普及した状況を踏まえて、カードの利活用の機会を増やしまして、デジタルの力を活用した社会課題解決、また地域の魅力向上の取組を進めていきたいと考えておりますけれども、現状、まずは本町の地域特性にマッチした導入モデルというのを検討しながら、地に足のついた身近なところで考えを進めてまいりたいと、今そのように思っているところでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 国の二次補正で創設されたものでありますけれども、新年度においても、100%補助できなくても、50%ぐらい補助できるような制度が残っているようでありますので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

マイナンバーカードですが、行政手続等における特定の個人を識別するための制度で、行政機関の情報提供により各種の行政手続における添付書類の省略が可能となる

など、様々な利用ができるようになっております。

本町の普及率は、報告でもありましたが、出張申請や臨時窓口の開設など積極的な努力によりまして、2月末で申請率が79.9%、交付率が69.4%と伸びてきておりまして、行政報告でも報告されたとおりであります。

行政報告の中では、マイナンバーカードの利活用拡大を図っていくというふうに報告されております。行政サービスの効率化、円滑化のためにも、窓口等でも可能な行政サービスのデジタル化を進めることにより行政サービスの充実につながると思いますが、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います、その辺のお考えをもう一度お伺いさせていただきます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、ここまで普及をさせてきたわけでございますから、やはりこれを使っているいろいろな交付、いろいろな町民の手続の簡素化ですとか利便性の向上というのをしっかりと図っていかねば駄目だと思ってございまして、まさに先ほど答弁したとおり、これから急激に進んでいくというような中では、こういったデジタル化というのが一番大きなところなのかなと思ってございます。

住民票ですとか印鑑証明がコンビニで交付できたり、窓口での手続で書かなくてもいいような手続が可能になったり、いろいろな手続でカードによる手続が可能になったりというところがございます。

せっかく職員含めて、交付率を上げるために昨年の年末から今年の年頭にかけてしっかりとやってきておりますので、そこは新年度の中で、今のところは新年度予算の中にはそういった項目はありませんが、しっかりとできるところを国の交付金の申請の期限等々もありますので、そこを見逃さないように検討を深めながら前に進めるよう取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 11時00分まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

通告順番3、4番岩井明議員、登壇願います。

岩井議員。

●4番岩井議員 4番日本共産党の岩井明でございます。

私は、公共民間労働者の賃金実態調査についてお伺いいたします。

公共民間労働者とは、町発注の建設工事、委託業務、指定管理など、町民への公共サービス提供に関わる労働者を指定すると、このように認識しております。次の点についてお伺いいたします。

まず、賃金実態の把握等、直接的に請け負う事業者に対して、適正な賃金水準を守るための対応策等についてお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員も御承知のとおり、賃金実態調査等は、国税庁で行う「民間給与実態統計調査」や厚生労働省で行われている「賃金構造基本統計調査」、国土交通省及び農林水産省で行われている「公共事業労務費調査」などがございます。

工事の労務単価につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者等の責務として、「公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保し、市場における労務や健康保険法等の定める事業主が納付義務を負う保険料、従事する者の負傷等に対する補償に必要な金額等を反映した積算を行うこと」とされておりまして、本町の発注工事等については、適切な労務単価により積算、そして発注をされていると認識しているところでございます。

町としては、独自に賃金実態調査等を行っていないわけですが、国などで行われている調査の結果を参考にして、建設業協会ですとか商工会含めましてしっかりと連携させていただきながら、労働者の適切な賃金水準確保に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 私個人で細々と事業をしてきたわけですが、その事業につきましては、大方が豊頃町ではなくて、豊頃町外で仕事をしたのです。そして公共的なものを部分的にも請け負うときには、一応道単価というのをやって、道単価で出して、それで見積もりを出して、それで公共事業等の下請をやっていたわけです。

それで、意外と町外では、道単価そのもので切られる額というのは、割と少なかったのですね。ところが豊頃町におきますと、いろいろな土木事業、公共関係の事業におきましては、男女格差が非常に大きいと。それで、私が豊頃町に来てから40年くらいになって、仕事の大きなきには、土木事業だとかそういうので生活の糧にしていたわけです。

その当時、女性と男性の賃金の格差は、男性が1日、7時から6時くらいまでの労働なのですが、そのときは約1万2,000円を若干超えるときに、女性は6,500～600円程度だったと認識しているところです。

ところが、道単価表だとかいろいろな単価表には、女性の賃金、男性の賃金とは書いていないのですね。一般的には労働単価は、掘削するための労働の単価は幾ら、それと、ほかの埋設事業の道単価は幾らという具合に認知されていて、男女格差がなかったわけなのです。

しかしその当時、男性は半年くらいしか仕事がないものですから、女性も同じですけども、そして男性で約30万円にして、370～80万円。それで女性が、その半額にしても270～80万円程度の年収になりましょうか。そして、そのほかには仕事が途絶えてしまうわけなのですね。それで、その後にしたのが企業組合の賃金、冬の冬期講習などが出てきて、それを補填したわけですけども、それでもなかなか300万円いくというのは難しかったのですよ。

それで、当然この賃金、今どのような賃金形態になっているのか、もうほとんどの方が豊頃町から出てしまって、息子さんのところに行ったかどうか、その行方は分からないのですけれども、この間、人口も相当減少しながら、労働者が流出したときもあります。

それからもう30年くらいになろうかと思うのですけれども、その間、労働の公共事業を受けている業者から働いている業者への労働単価がほとんど適正に払われているのかどうかですね。それをしっかり把握するのが、皆さん行政のプロなので、それを把握して、そういうのを守るようというのを文書で出すわけではなくて、誠に言いにくいことなのですけども、口頭できちっと言って把握するということが大切だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 この労働単価という部分につきましては、性別で分かれているというようなことというのは、そんなにかないかなと思ってございますけれども、職種ですとかといったところでは、いろいろと単価が違うというところがあるのかなと思っています。

議員御指摘の豊頃町内の現状というのをしっかりと把握しろというようなところと、また、しっかりと町のほうから、そういった部分、紙ではなくてしっかりと調べてくれというような話でございますけれども、今のところ、そういった事例というのがなかなか、もしかしたら町には声が届きづらい状況で今に至っているのかもしれないですし、直接そういった話というのがまだ町のほうには入ってきていない状況でもございます。

そういったところではございますけれども、仮に何かそういった不徳の状況等が生じていることが確認できましたら、そこは町のほうからしっかりとそういった業者、事業者には指導はしていかなければいけないとそのように思っておりますので、もし

そういうことがあるようなことがあれば、議員のほうからもいろいろな意味で教えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 こういう問題を把握できないというのはですね……。

●藤田議長 岩井議員に申し上げます。マイクをお使いください。

●4番岩井議員 こういう問題が把握し切れないというのは、やはり下請と元請とのいろいろな関係がありまして、なかなか把握しづらいと、仕事を確保するためにもですね。どうしても元請の言うことは聞いてしまわざるを得ないということがありますので、これを把握するのは非常に難しいのですよ。

私、たまたまこれを把握できたのは、労働者と一緒に働いていて、賃金形態が直接分かったから、それで把握できたもので、ただ、そのときには労働単価というのはよく分かっていなかったのですけれども、その後、私が自分のやっている仕事の関係で見積もりする機会があって、道単価表の中から見積もりしていかなければいけないという状況になって、初めて分かったのですけれども。

この辺しっかりとメスを入れてもらわなかったら、非常に言いにくいですよ、いつも関わっているところの業者なんかには。だけれども、それをあえて行政のプロなのですから、言葉遣いというのはよく知っていると思うのです。私らは、あくまでも聞いたことをここで言うしかないわけで、自分の空想の物事では判断できないものですから、聞いたものだけをここで言っているわけですので、やっぱりその辺はしっかりとメスを入れてほしいなというふうに思うところです。

それと、もう一つは、下請で働く労働者の賃金、受けている賃金ですね。これは設計の労働単価と大きく乖離していると、こういうような事実があると認識しているところですが、過去には私もそういう目に遭ったことがあります、だから、実際に起こったこともありますし、最近ではそういう認識の下でここで言っているわけですが、賃金実態の調査等の対応について、どのようにやっているのかお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まずは、大前提のところをちょっとお話しさせていただきたいと思うのですが、議員も御承知かと思っておりますけれども、公共工事設計の労務単価は、「公共事業労務費調査」というところを基に決定されているところでございまして、令和5年3月から適用する設計労務単価は、北海道で5.3%上昇。近年の物価高騰だとか、その辺が反映されているというところなのでしょうけれども、全国の全職種の加重平均で見ますと、平成25年度の改定から11年連続の引上げというふうになっているようでございます。

全国的に人口減少の中、労働者の減少も著しいというところで、人手不足の中、様々な業種において大変御苦労されながら人材確保に努めておられるというところでもありますし、賃金水準の引上げを行わないと労働力の確保につながらないというところなのかなと、そのように思っています。

町が発注する工事につきましては、町内業者による元請が主でありまして、労働者の賃金への見直しが、いわゆる発注した段階でもそうですし、見直しが行われているというふうに認識のほうはしてございます。今後も公共工事等の発注には、適切な賃金水準の確保、安全対策の徹底を考慮させていただきながら、関係機関と情報共有等に努めてまいりたいと思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、いわゆる元請なのですが、その下に入る下請の業者、仮に大きい工事になりますと、そういった関係性の中での部分はあろうかなと思っております。仕事をいただくという観点ではなかなか言いづらいというところがあって、過去から現在も実態としてはそういったことがあるのかなというようなことでは思っていますけれども、いろいろな意味で、あまり突くと大変なところも出てくるのかなというところもあります。実際この辺、こういった御質問出ているというところは、建設業協会含めて関係のところ、うちのほうから機会があればしっかりとお話をさせていただいて、そういったことがないような形で対応を願うというような対策を取ってまいりたいとそのように思っていますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 公共事業でも小口の事業は元請と下請の、元請が発注して下請に回すという形で、その手数料、マージンを取っていると認識しております。ところが、役場の官舎みたいな大きいところは、あくまでも分離発注しているわけですから、そういう形ではあまり起こらないというふうに認識しております。

ですから、国や何かで工事単価を幾ら上げても、元請でそれの上がった分だけ儲けて、下請まで回らないのであれば、これは上がっても一緒なのですね。かえって貧富の差が広がってしまうだけで。だから、この辺もしっかりと行政から言ってもらわなければ、これは非常にいいにくいと思うのです。でも、それをあくまでもプロとして言ってもらわなければ、これは改善されないと思うのですよ。というのは、一般的に労働者というのは30年ぐらい前から急激に減って、それで企業組合等も今かつかつな状況までなっているわけですから、その辺は完璧にいなくなっているような状況に近いのですけれども、この現況を巻き起こすのもそういう形ですね。

それと、これからも豊頃町の子育て支援とかいろいろな形で、人口を増やすのに努力しているのは分かりますけれども、中間的なレベルの仕事が逃げていくようになれ

ば、人がいなくなれば、当然、身内関係もいなくなるわけですから、ここに大きな問題が出てくると思うのですよ。

それで、仕事の下請と、それから元請の関係というのは、相当しっかりしていつてもらわなければ、貧富の差が拡大するということで、そして結果、それに続いて人も流出するという形になっているし、実際に私の経験から言いますと、30年くらい前、私、豊頃町へ来て40年ちょっとになります。ところが30数年くらい前から私一緒に仲間でやっていた土木関係の人が豊頃からどんどん出ていって、私は土木もやっていたから、日雇いみたいにして、そして生活していたものですから、よく分かるのですね。そしてどんどん豊頃から流出していって、その結果、今のような状況が巻き起こっていると。

今後も相当な形でやっても、家族関係が豊頃から流出していくようになると、若い人に幾ら心血注いでも、それが流れていると。そして豊頃町に実際に住むのが、若い子も便利なときには住んでいて、子育てなんかが終わるとよそのほかの町でまた便利などころに移ろうかと、そう言っている方も2、3人聞いていますので、そういう形で流出する人もいないわけでない。

ここでびつとした家を建てて、2、3年のうちにいなくなると、その職業を辞めて、そういう人もいるわけですから、やっぱりその辺、中間層を支えておくにも、しっかりとメスを入れていって、そして言いにくい、これ私も言えといたら言いにくいですよ、非常に。いつも関わっている人に言うわけですから。それをあえて、事務方のプロとして、言葉遣いをはっきりと言って、この辺にメスを入れていってほしいと思います。

最後に一言よろしく申し上げます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 実態含めて議員からお話があったわけでございますけれども、言われるとおりでございまして、今、業界、特に建設業界も含めて、大変担い手という部分では労務者、あと働いていただく方がなかなか過疎地というか田舎の町には足が向いてくれないというような形で困っているという話も聞いてございます。

どうしても大きなところ、安定した大きな会社に、どこも人手が足りないということなので、そちらのほうにどうしても取られて、なかなかうまくいっていないというのが業界のほうからも聞いていますし、そういった意味では、やはり働く方、仮にいろいろな一つの工事があって、その中でいろいろな業種があると、そういったところで経費含めて下請が大変な思いをされるということもあるのかなというふうに感じて聞かせていただいております。

岩井議員おっしゃるとおり、なかなか言いづらいことというのはよく分かります。

そこをしっかりと指導監督するのが行政というようなことも私も思いますので、そこは先ほど申しましたとおり、機会を見ましてしっかりと建設業協会等そういった関係する団体にお話をさせていただきながら、取扱いのほうを慎重にさせていただくように要請をしていきたいとそのように思っておりますので、どうぞ御理解のほうよろしくお願いいたします。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 以上で、質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番4、2番小笠原茂人議員、登壇願います。

小笠原議員。

●2番小笠原議員 通告順4番、小笠原でございます。

最初に、物価資材高騰など住民の生活に関わるライフラインの我が町における支援対策について質問させていただきます。

本年度において、電力会社の全国的な電気料金の値上げが予定されております。北海道電力株式会社においても、電気料金の6月からの大幅な値上げが予定されており、多くの町民がさらなる生活の不安を抱えているところでございます。年金生活者はもとより、子育て家庭にとっても電気料金の値上げによる生活負担は食品の値上げと重なり、今年の重要課題となっております。

このように、町民のライフラインに関わる電気料金の値上げについて、町として何らかの支援策を打ち出せないか、町長に伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 電気料金の値上げというところにつきましては、昨年度から燃料価格や卸売電力市場の価格の高騰、円安の進行というところで続いてきているわけでございます。北海道電力においても本年6月1日から、追加で34.87%の値上げを予定しているというような話でございまして、標準的な家庭で年間3万4,000円の負担増となるということの報道がされているというところでございます。

国では、総合経済対策の一つといたしまして、一般家庭と企業の電気、ガス代の負担軽減策であります「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により低圧契約の一般家庭等に対して令和5年1月使用分から令和5年9月使用分までの一部を補助しているというような状況でございます。

また、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、電力・ガス・食料品等の高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯の住民税非課税世帯に対しまして、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業」を令

和4年10月から実施いたしまして、本町におきましても386世帯に5万円の給付をさせていただいたというところでございます。

今後においては、国や道の支援策の取組状況をしっかりと見極めながら、町民の暮らしの影響の緩和に向けて適切に取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの町長の説明の中にもありましたが、一部履行になりますが、冬の電気、ガス価格激変緩和対策事業を活用した料金の値引きにより、北海道電力につきましても、令和5年2月分から10月分までの低圧及び高圧の電気料金が請求額の中で減額されることになってございます。11月分以降の激変緩和対策事業におきましては未定となっておりますので、国といたしましても、現状での改善と継続が必要となった場合は、追加対策もある可能性があります。

しかしながら、このたび北海道電力が公表した本年6月1日からの電気料金単価の値上げ及び燃料調整費の見直しについては、主に家庭での電気を使用される場合については32%の値上げが予定されております。本年の2月から5月分の電気料金については、4か月分の契約電流に応じて通常の電気料金が値引きされますので値千金の感じがいたしますが、大幅値上げが実施される6月から10月に至る5か月間は32%の電気料金の増額になり、激変緩和対策の補助事業分を価格転嫁しても約43%の値上げになっております。

契約電流に応じて、通常の電気料金の請求額に対して値上げ後は約57%が値引きにより10月まではカバーされますが、11月分以降の本事業による対策は未定となっていることから、町民の電気料金に関する支援策として、時限的な我が町独自の支給支援対策が行えないか町長に伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員詳しくお調べになっているので、すばらしいなというふうに思わせていただきましたけれども、いわゆる電力会社、元請のほうに国のほうからお金が入るような仕組みになっていますので、実際問題、明細が来てみないとどれぐらい値があったのかというのは分からないような状況で、私も家庭ではオール電化ですから、去年から見ればとんでもない請求金額が来てびっくりしているところでございますし、また、福祉関連の担当課に聞きますと、特に高齢者については、冬なのですが、電力ですとか灯油の原油の高騰含めて、使わないようにしているというような話も聞いています。

そういったところで、特にそんなことをして体調を崩しては何もならないというところ

ころでございますので、そういった実態を聞いてはいるのですが、なかなか直接、町が個人のところにピンポイントにこの部分で支援するというような形というのは、あくまでも個人で幾ら払っているかというのは町としてもなかなか把握できないものですから、制度設計したときにどういった形が公平で一番いいのかというのはなかなか制度設計する場合にも厳しいわけでございます。

ですから、なおさらのこと、何か国や道から基準があった中でそれに一緒に乗ったような形で何か追加で支援できればというような形が一番いいのですが、今のところ、この件に関しては、そういった個別な対応というのが国も道も難しいのか、出てこないというところでございます。

実体的には、実際問題、町民の方が非常に苦労しているというところは、自分もそうですし、きっと議員もそうだと思いますけれども、聞いてはいるところですが、なかなかこれを制度として支援するというのは、今後の国ですとか北海道がどういった形でしてくるか分かりませんが、そういったところをしっかりと把握させていただきながら対応することになっていくのかなと、そのように思っているところでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま、町長の御意見をいただきました。町長の申し上げられているとおり、いわゆる激変緩和対策事業というのは、要するに電力会社に補助されている部分でございまして、私どもは電力会社から請求書をいただいたときに、さらに値引きされている状況のものが与えられているわけございまして、なかなか個人的に把握するのは難しいということも分かります。

ですが、町長は我が町の昨年度事業において、物価高騰対策での水道基本料金の半年間免除を十勝の自治体において初めて実施いたしました。町民は、ライフラインに関わる物価高騰対策第二弾といたしまして、本年でも、町民生活や事業者等の経済的負担を軽減するため、何らかの対策を実施していただけるもの期待しているところでございます。

本年度の予算審議が終了したばかりで、補正予算の話を持ち出すのも何でございますけれども、補正にての考えがあるか町長に伺います。まず、国の交付金があるかどうかのことも含めて、よろしく御回答のほどお願いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今のところは、国のいろいろな事業がこれから出てくるのかというのは、なかなか不透明なところもありまして、一番いいのは、財源的な部分が国の交付金、去年でいうコロナ交付金のような形で出てくれば、それを財源として事業のほうを組み立てるということはできるのですが、なかなかそういった財源もなければ、町

の単独で実施していくというのは、どれぐらいにしていけばいいのだというところの落としどころが非常に考えると難しいのかなと思ってございます。

水道料金につきましては、ある程度、町のほうで把握できる、町がやっているものですから、基本料金を減免するというのは考え方として、取扱いとしては、財源の行ったり来たりという部分があれば何とかあったというところでやらせていただきましたけれども、特に電気料金につきましては、その点を幾らに持っていくのかというのが非常に判断的に難しいのかなというところでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな対策、本当に打っていくという部分になれば補正予算ということにもなりますし、実際問題、これから温かくなってきますので、冬の間は電気、暖房だとか、その辺よりはかからなくなってくるというところで、この後、令和5年の冬に向けて何か考えなければいけないということになってくることもあろうかと思えます。

社会情勢含めて、国の動向をしっかりと見極めながら、そういったところを判断させていただいて進めていかなければ駄目かなと思っていただいておりますので、御理解のほういただければなと思えます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 なかなか水道の基本料金のようにいかないなというふうに私も思っておりますけれども、まず、本対策を実施可能とするためには、財源が何よりも必要であります。昨年度の対策事業である水道基本料金の減免につきましては、地方創生臨時交付金が活用されましたので、我が町の何らかの対策事業を遂行するためには、町長も言っておられましたけれども、このような財源がどうしても重要になってくるものと理解するところでございます。

しかしながら、それでは打ち出の小槌を待つようになってしまい、本来の町民の経済的負担を軽減するための負託には応えられないのではないかと思います。ずばり町長に伺います。これら町民のライフライン、物価高騰における対策において、町保有の基金の繰入れや運用については考えられないか伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 対策という部分は、やはり一番いいときに打たなければ何もならないというような考え方をしております。先ほど来、国の交付金といった話がございましたけれども、そういったところの動向をいち早く入手しながら、また、足りないところは、議員おっしゃるとおり、財源をしっかりと町の一般財源を繰り入れながらも組み立てていくということが必要なのかなと思ってございます。

まずは、取りあえず、今後どのような状況になっていくのかというところは念頭に入れながら、そういった時期が来ましたら遅滞なく対応できるようなことは職員にも

しっかりと指示をしながら考えてまいりたいとそのように思いますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の考えを伺いながら、なかなか一筋縄ではいかないものだなというふうに思いました。いずれにいたしましても、世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰、円安の進行に加え、令和4年8月以降、規制料金の燃料費調整制度における平均燃料価格が上限価格を超過していることなどにより、電力供給コストが電気料金収入を超過し、北海道電力の台所事情もかなりきつい状態で、値上げやむなしの構えでございます。

何とかひとつ町民の負託に応えるためにも、本年度における我が町独自の電気料金高騰支援対策をお願いして、この質問を終了します。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 値上げに係ることですとか制度の改変に係る部分に関しましては、北海道電力からも、そのたびに町のほうに説明に来ていただいて話は聞いてございます。話を聞くと、口が開くばかりで、なかなかそれに対して、文句を言うとか、異を唱えることというのはなかなかできないというのが現状であります。

何とかしてくれという話しかありませんので、なかなか厳しい状況なのだなというのは把握しているところでございますし、それに伴って、議員おっしゃるとおり、町民のいろいろな方が、負担が増えて大変な思いをされるというようなことでございますので、そこは先ほどから、今は具体的にどうのこうのという話にはなりません、しっかりと機を見極めながら対応させていただけたらなとそのように思っていますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 次に、第2項の質問でございます。

新年度における我が町の乳製品の消費拡大運動と対策についてでございます。

全国的な酪農家の危機的状況は改善せず、北海道、十勝、豊頃町においてもその影響が出てきているのが現実であります。本町においても状況判断から経営を断念される酪農家も出てきており、事は深刻であります。

本議会の町長の行政報告において、牛乳消費拡大の取組についての報告があったわけでございますけれども、何か昨年度の対策を履行する形での支援策のようにも思いましたが、何か独自の助長的施策として応援策があるのか伺います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、酪農、畜産、生乳価格といったところの昨今の状況というのは、私もいろいろなところから聞いているところでございますし、十勝

の町村会、また北海道町村会含めまして、こういった窮状を北海道、そして国のほうに訴えるべく要請書を出したりとかといったこともさせていただいているというところでございます。

牛乳の消費拡大という部分につきましては、令和4年度においては、牛乳消費拡大推進協議会が中心となりまして、イベントでの牛乳配布、ココロコテラス、地域商社での低価格の販売、そして町の健診時に、いわゆる脱脂粉乳を少しでも使っていたらこうというところでスキムミルクを利用した何か料理ができないかといった啓発活動、そして配布して持ち帰って使っていただくというようなことをさせていただいたり、学校給食への乳製品を追加で出して消費の拡大というところを展開してきてございます。

今後も、生乳の生産抑制などによる需給の動向に注視するというところをしっかりとしながら、必要に応じて農協と協議しながら消費拡大につながる事業の展開、検討をしていきたいと、そのように思っている次第でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長から、それぞれ令和4年度に関わる関係の施策についてお聞きいたしました。私は、昨年3月議会におきましても、新型コロナウイルス禍の生乳需要減と乳製品の消費拡大対策について同様の質問をさせてもらっておりますけれども、まず、実現可能な取組につきましてはいろいろと配慮していただき、令和5年度予算におきましても、関連予算において計上されていることに対し感謝申し上げます。

我が町といたしましても、限られた財源の下、農業、漁業、林業などの一次産業に対する予算には町長も一定の配慮をされたことと思っておりますが、一次産業は我が町の要であり、税収においても重要な財源であります。特に酪農関連の予算に対しましては、消費拡大対策も含め、もう少し枠増しでお願いしたいのですが、どうでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 独自の支援対策というところは、令和4年度もなかなか大きなところは厳しかったところでございます。どちらかといえば、農業関連というのは、国でいろいろな施策がされているところでもありますし、実際、町が主体とならなくても、いわゆる系統のほうでいろいろな国から施策の中でやられているというところで、実際ぱっと目に見えないところもあった中での支援がされているのかなというところもありますけれども、ただし、状況的なところは、非常に厳しいというのはしっかり把握しております。

そこに一律幾らとか、そういったところは踏ん切りというか、そういったことを施

策としてどうなのだというところもございますので、難しいところなのかなと思います。小さいお金を措置したから、これくれて何ぼなのだという話もよくされることもありますから、どこが打つ手なのかなというところをしっかりと見極めながらやらなければいけないというところがございます。

新年度に入りましたら、またいろいろな意味で動向は変わってくるのかなというところもございますので、そこをしっかりと見極めて、ここも対応していかなければいけないとそのように思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 生乳の需要減と乳製品の消費拡大という分から若干脱線するわけでございますけれども、酪農関連ということにつきましては、特に予算で枠増しという表現を先ほどさせていただきました。私の考えでは、家畜飼養用水緊急支援対策事業補助金でありますけれども、これは年間平均の1か月分を補助するというものでございまして、さらに緊急ということで2か月分の補助に改めるということができないかということも含めて、ぜひとも、これらに関する対策を前向きに考えていただければ幸いです。

十勝町村会では、2月24日開催の通常総会において、経営苦境にある十勝の酪農業への支援を求める特別決議を採択し、決議文として緊急要望書を北海道知事や衆議院議員、参議院議員、道議会議員等に要請しております。なかなか先の見えない世界的な混沌とした流れの中に十勝の農業も飲み込まれており、今後も何がどうなるのか予想の立ちづらい経営環境の中、もがきながらも我が町の農業者は頑張っていると思います。

今後の農業振興策におかれましても、町長の特段の配慮の下、我が町に明るい農業が展開され、一次産業がさらなる発展を遂げるための政策をよろしくお願い申し上げます。

一つ申し忘れたことがございます。この乳製品の消費応援対策というのは、一時的な消費行動で終わらせてはいけません。余るから頑張って消費しようというのではなく、毎日消費しようという習慣的な掲示が大切であるとともに、やはり町民をターゲットとした物流消費大作戦をJAと町が協力しPR、恒常的な消費応援活動となることが理想であると私は思っております。

最後になりますが、本町の広報紙において、新年度における乳製品のPR、消費応援の掲載を再度お願いし、私の一般質問を終了させていただきます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりだと思います。一時的にやっているだけではなかなかその場凌ぎということになろうかと思っております。ぜひ続けて、これが普通に皆さん

に飲んでいただいて、扱っていただけるようになるということが本当に理想でありますので、広報紙等でもしっかりと周知をしながら、こういうことがあるのだよというのを周知活動、啓発していきたいと思えますし、あと、議員からありました一番手っ取り早いのは、今ある制度を何とかすると、家畜飼養用水の話がありました。

あくまでも予算の範囲内というような形の要綱の中での立てつけとなっております。そういったことは、予算がなければそこで打ち切るといふふうにもなっているようでございますから、そこをしっかりと検証させていただいて、今は1か月ですけれども、状況をこの後、好転しないようであれば、議員おっしゃるとおり、1か月から2か月ということも考えながら対応のほうをさせていただきたいとそのように思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほども申し上げましたけれども、本町の広報紙での乳製品のPR、消費応援の掲載も再度お願いいたします。

町長には、何かと前向きな回答をいただきありがとうございました。

以上で終わります。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 しっかりと対応させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

●藤田議長 日程第5 意見書案第1号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 意見書案第1号。

提出者、豊頃町議会議員、坂口尚示。

賛成者、豊頃町議会議員、岩井明。

同上、大谷友則。

同上、石田貢。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求

める意見書。

我が国の農業は、高齢化や担い手不足に加え、頻発する自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊とともに、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

そのような中、2020年1月より新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、発生から3年が経過した今尚、米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷している。さらには、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻で、世界経済が一変し、世界的な穀物需要の逼迫や燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰を招き、それらを輸入に依存している我が国は危機的状況の一途を辿っている。

こうした情勢から、自国の食料は自国で賄うという食料安全保障の考え方が改めて重要視され、政府は「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、20年以上が経過した「食料・農業・農村基本法」の見直しにも着手している。このため、命の源である食料とそれを生み出す農業を再評価し、国民合意のもと実効性ある政策が求められている。

また、酪農・畜産においては、飼料価格などの高騰が続く中、長引くコロナ禍で牛乳乳製品の需要が回復せず、道内では需給改善に向けて2023年度も更なる減産が求められており、在庫削減対策の抛出など需給調整の負担が道内で指定事業者に出荷する生産者に大きく偏っている。このほか、初生牛等の個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は日々厳しさを増しており、離農を余儀なくされる生産者が続出するなど危機的状況に晒されていることから、国内酪農・畜産の経営存続に向けて、一刻も早い需給改善と急騰した生産資材対策や適正な価格形成が求められている。

ついては、農業者が将来に渡って安心して営農できるよう、我が国の食料安全保障の強化と国内酪農・畜産の経営安定に向けて、下記内容を意見・要望する。

記。

1、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、基本法の見直しにあたっては、食料自給率の向上を目指し農業者が将来に渡って安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

2、国内酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成のもと、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。
以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定いたしました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

按田町長。

●按田町長 ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言私から御挨拶とお礼を申し上げます。

今定例会に上程いたしました議案、全て御承認いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。議員各位には、任期最後の定例会ということになりましたが、それぞれの立場でこの1期4年間、うち3年間は新型コロナウイルス感染拡大により、これまでにない環境の中で、陰に陽にと町民の暮らしを守り、町政の進展に多大なる御尽力を賜りましたことを心から敬意と感謝を申し上げます。

また、私ごとでもありますけれども、2年前には宮口前町長から私が町政を引き継いだわけでありまして、この若い私にもこれまでの町政と同様の御指導、御鞭撻をいただいたことに関しましても感謝を申し上げる次第でございます。

この後、3月下旬から統一地方選を迎えることとなり、本町におきましても議会議員選挙が来る4月18日に告示され、投票日は23日となっております。議員各位におかれましては、これまで培われた豊富な経験と今後のまちづくりのために再びお力添えをいただきたいと切望しているところであります。

結びとなりますけれども、議員各位のますますの御健勝、そして御多幸を願い、誠に粗辞ではありますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

皆さんどうも御苦労さまでございました。

●藤田議長 町長ありがとうございました。

私からも一言御挨拶を申し上げます。

議長として2期目の4年間、「町民の目線に立った行政を目指し、将来を見据えた議論を大切に」との思いの中で務めてまいりました。この間、新型コロナウイルスが蔓延する中、町民との関わりが制限されるなど、人と人との触れ合いの大切さを改め

て実感するところであります。議員各位はもとより、理事者、職員の皆様の御協力により、議長としての職責を果たすことができましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

本定例会は、会期を1日残し、令和5年度一般会計、他特別会計予算を含め、全ての事件を終了させていただきました。このことによって、令和5年度の町政が、按田町長のもと、遺憾なく展開されることを、町民の皆様とともに御期待を申し上げるところでございます。

理事者及び職員の皆様には、健康に留意されまして、今後とも豊頃町発展のために一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、令和5年第1回豊頃町定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、令和5年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員